

平成30年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託仕様書

1 業務の名称

平成30年度茨城県消費者教育啓発講座業務

2 業務の目的

消費者教育を行うために必要な知識及び実務能力を習得するための研修を実施することにより、効果的・効率的に地域における消費者教育の担い手の育成を図る。

3 受講対象者

県内の民生委員、福祉・医療関係者等（以下「民生委員等」という。）

1日あたりの参加人数 50名程度

4 委託業務の内容

平成30年度茨城県消費者教育啓発講座の開催、運営等

(1) 研修の内容

別表「平成30年度茨城県消費者教育啓発講座研修科目」を参考のうえ、研修科目及び内容等を決定すること。

(2) 実施回数等

研修は、県内5地区（県北、県央、鹿行、県南、県西）において、1日3時間で1日間の課程を、県央、県南地区は各2回、県北、鹿行、県西地区は各1回開催し（計7日間）、平成30年12月までに実施すること。

(3) 研修会場等

研修会場は上記地区内の会場を利用し、手配及び使用料の支払いを行うこと。

(4) 研修の管理運営等

ア 講師の手配、連絡調整、旅費及び報酬等の支払い

イ 受講者への連絡等

ウ 研修当日の事務処理及び運営

エ 茨城県消費生活センター（以下「県センター」という。）との連絡調整

オ 出席者名簿の作成、受講状況の把握

カ 研修資料（レジュメ、テキスト）の作成、購入、代金の支払い

キ アンケートの作成、配布、とりまとめ

ク その他講座運営に必要な業務

なお、講師は各分野の専門家を招聘し、講師の選定にあたっては県センターと協議すること。

5 県センターの業務

(1) 民生委員等への周知

(2) 受講申込みの受付

6 その他

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は、県センターと受託者が協議のうえ決定することとする。ただし、県センターと受託者との協議においても疑義が解決しない場合には、受託者は県センターの指示に従うこととする。

(別表)

平成30年度茨城県消費者教育啓発講座研修科目 (民生委員，福祉・医療関係者等向け)

講 座	時間数	講 師
見守り活動者と福祉機関等との連携 最近の消費者トラブルと相談事例	2	
地域で取り組む消費者教育	1	
計	3	

※ 県内5地区とも同じ

※ 受講者の年齢層，職層等を考慮し，分かりやすい研修方法を工夫すること。